

だい き だ て し しょう しゃけいかく あん
第4期伊達市障がい者計画（案）

がいようばん
【概要版】

ほっかいどう だ て し
北海道伊達市

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	SDGsとの関係	1
4	計画の期間	2
5	対象とする障がい者の範囲	2
6	基本理念	2
7	基本目標	3
8	施策の体系	4
9	計画の推進	7

1 計画策定の趣旨

本市では、平成31（2019）年3月に、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「第3期伊達市障がい者計画」を策定し、様々な障がい者福祉施策を進めてきました。

国では、平成25（2013）年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、制度の谷間のない支援の提供を目的に、新たに難病患者などが支援対象となったほか、令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の一部改正が行われ、障がい者が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実が図られています。

また、令和3（2021）年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現に向け、障がいのある人の権利擁護、差別解消の強化も進められています。

これら国の動向に基づくとともに、「第3期伊達市障がい者計画」の理念を引き継ぎ、施策の進捗状況、社会情勢、障がいのある人のニーズを踏まえ、各種施策を展開するため「第4期伊達市障がい者計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

「第4期伊達市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として位置付けられるものであり、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

本計画の策定に当たっては、上位計画である国の障害者基本計画（第5次）及び第1期ほっかいどう障がい福祉プランに基づくとともに、第7次伊達市総合計画の考え方に即し、第5期伊達市地域福祉計画との整合性を図ります。

3 SDGsとの関係

本計画を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

【本計画と関連の強いゴール】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。ただし、今後の制度改正などの動向により、計画の見直しを行うことがあります。

また、障害者総合支援法に基づく障がい者福祉施策展開のため、具体的な数値目標などを盛り込んだ実施計画となる障がい福祉計画については、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を第7期計画期間としています。

5 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人となります。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

6 基本理念

国の第5次障害者基本計画では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとされています。

第3期伊達市障がい者計画では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、「障がい者の基本的人権を享有する個人としての尊厳と社会参加の促進による共生社会の実現」を基本理念とし、障がい者施策を推進してきました。

本計画においても、継続した取組を進めるため、その理念を継承します。

7 基本目標

【基本目標1】お互いを尊重し合えるまちづくり

障がいの有無に関わらず、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支え合い、互いに認め合う共生社会の実現を目指します。

生活の場などにおいて、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の生活を営むことができるよう配慮し、差別や不利益な扱いを禁止します。

障がいのある人もない人も互いを理解し合い、市民の一人として社会参加できる「心のバリアフリー」を目指すまちづくりを推進します。

障がいのある人が必要な情報を取得し、円滑にコミュニケーションをとることができる環境を整えていきます。

【基本目標2】地域で暮らすことができる体制づくり

障がいのある人が地域で安全・安心に暮らしていくため、住まいの確保や公共施設などのバリアフリー、災害発生時などに備えた防犯・防災対策などの生活環境の整備を推進します。

障がいの原因となる疾病などの予防や治療のため保健、医療体制の充実を図ります。

障がいのある人が地域で自分らしい生活を送るため、一人ひとりの状況に応じた支援が生涯にわたって提供され、地域全体で日常生活を支える体制の整備を図ります。

【基本目標3】自立への支援と社会参加の促進

障がいのある人が一人ひとりの能力を十分に発揮することができるよう、障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、就業や就労継続に向けた支援、福祉的就労の場の充実を図ります。

障がいのある子どもやその家族を支援するため、発達や障がいに関する相談支援や、早期発見・早期支援体制の充実を図り、切れ目のない一貫した支援体制の整備を推進します。

障がいのある人が自らの決定に基づき主体的に、地域社会のあらゆる活動にそれぞれの能力を十分に発揮して積極的に参画することができ、生きがいを持って暮らすことができる地域を目指します。

8 施策の体系

基本 目標	施策の 柱	施策項目
【基本目標1】お互いを尊重し合えるまちづくり		
1-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止		
(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ① 地域生活における権利擁護制度の普及 ② 市民相談の充実 ③ 虐待の防止 ④ 障がい理由とする差別解消の推進		
(2) 理解促進 ① 広報紙、ホームページ等による啓発の推進 ② 当事者団体等による市民啓発活動への支援 ③ 事業所への啓発活動の充実 ④ 福祉教育による福祉意識の啓発 ⑤ ユニバーサルデザインの啓発・推進		
1-2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実		
(1) 情報アクセシビリティの向上 ① 広報紙、ホームページなどの効果的活用と充実 ② 障がいに応じた情報提供の充実 ③ 情報コーナーの整備		
(2) 意思疎通支援の充実 ① 聴覚障がい者等意思疎通支援事業の実施 ② 障がいに応じた意思疎通支援		
【基本目標2】地域で暮らすことができる体制づくり		
2-1 安全・安心な生活環境の整備		
(1) 住まいの確保 ① 住宅改修費の助成 ② グループホーム等の整備促進		
(2) バリアフリー化の促進 ① 公共交通機関のバリアフリー化 ② 公共施設のバリアフリー化 ③ 歩道等の整備 ④ 専用駐車スペースの確保・促進		
(3) 防犯・防災対策の推進 ① 防犯・防災意識の啓発 ② 避難支援等関係団体による避難行動要支援者対策の推進		

	<p>③ 緊急時通報体制の充実</p> <p>④ 福祉避難所の設置</p>
2-2 保健・医療の推進	<p>(1) 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期支援</p> <p>① 妊娠・出産・育児相談の充実</p> <p>② 早期発見体制の充実</p> <p>③ 発育発達相談の充実</p> <p>④ 教育相談の充実</p> <p>⑤ 健康診査、がん検診、生活習慣病の予防支援の充実</p> <p>(2) 医療費の負担軽減</p> <p>① 重度心身障がい者医療費の助成</p> <p>② 自立支援医療制度の周知と給付</p> <p>③ 特定疾患医療給付などの周知と関係機関との連携</p>
2-3 自立した生活の支援	<p>(1) 相談支援体制の整備</p> <p>① ケアマネジメントシステムの構築</p> <p>② 相談支援体制の充実</p> <p>③ 地域づくりコーディネーターの活用</p> <p>④ 地域生活支援拠点の機能充実</p> <p>(2) 生活支援サービスの提供</p> <p>① 障害福祉サービスの周知と給付</p> <p>② 地域生活支援事業の周知と実施</p> <p>③ 経済的支援の周知</p> <p>④ 外出支援の充実</p> <p>(3) 地域福祉活動の推進</p> <p>① ボランティア活動の促進</p> <p>② 当事者団体への支援</p>
【基本目標3】自立への支援と社会参加の促進	
3-1 雇用・就業の支援	<p>(1) 雇用機会の拡大</p> <p>① 職親会の活用</p> <p>② 障がい者雇用の促進</p> <p>③ 職業相談・情報提供の充実</p> <p>④ 農福連携の支援</p> <p>(2) 福祉的就労の場の確保</p> <p>① 一般就労に向けた訓練・相談機能の強化</p> <p>② 地域活動支援センターへの支援</p> <p>(3) 障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進</p>

		<p>① 障がい者就労施設等が供給できる物品及び役務の把握</p> <p>② 障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の調達の推進</p>
	<p>3-2 教育の振興</p>	<p>(1) 障がい児保育・療育の充実</p> <p>① 保育士などの資質向上</p> <p>② 親などへの相談・指導体制の整備</p> <p>③ 親同士のネットワーク支援</p> <p>④ 療育を必要とする幼児などへの支援の充実</p> <p>⑤ 放課後児童クラブ支援員などの資質向上</p> <p>⑥ 障害児通所支援事業の周知と給付</p> <p>(2) 学校教育の充実</p> <p>① 学校施設のバリアフリー化</p> <p>② 交流教育の充実</p> <p>③ 教職員研修の充実</p> <p>④ 特別支援教育体制の充実</p>
	<p>3-3 社会参加の促進</p>	<p>(1) 本人活動、余暇活動の充実</p> <p>① 各種講座の充実と参加の促進</p> <p>② スポーツ、芸術・文化活動の推進</p> <p>③ 学習機会の充実</p> <p>④ 選挙における配慮</p> <p>(2) 地域活動の推進</p> <p>① 地域支え合いシステムの推進</p> <p>② 地域活動の推進</p>

9 計画の推進

(1) 各主体の役割

・行政の役割

国や北海道、関係機関、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある人が安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

・障がい者団体の役割

社会福祉法人や地域、団体との連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進していきます。

・事業者の役割

障がい福祉サービス等の提供者として、事業内容やサービス内容の情報提供、利用者支援、サービスの質の確保、合理的配慮の提供、虐待の防止、事業者間の連携強化と課題の共有に取り組みます。

・企業の役割

障がいのある人の自立と社会参加に向け、障がい者雇用の拡大を図るとともに、社会や地域を構成する一員として、合理的配慮の提供、虐待の防止やバリアフリー化の推進など、障がいのある人が住みやすい社会づくりに取り組みます。

・地域の役割

地域は、企業、団体、市民等の様々な主体で構成されています。地域全体が互いにつながり、障がいの有無に関わらず安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

・市民の役割

社会や様々な主体を構成しているのは、市民一人ひとりです。市民が、障がいと障がいのある人に対して無関心にならず、正しい理解と意識をもって共生社会の実現に向けて努力します。

(2) 全庁的な推進体制の整備

計画の着実な推進を図るため、社会福祉課を中心として、保健、医療、教育、労働、生活環境等に関連する部局と連携し、体系的に施策を推進します。

(3) 進捗状況の点検・評価

計画の着実な推進を図るため、伊達市地域自立支援協議会において各年度の達成状況の点検・評価に関し協議を行い、その結果に応じて必要な対策を実施していきます。計画の進捗状況については、市のホームページなどで公開します。

だい き だ て し しょう しゃけいかく
第4期伊達市障がい者計画

はっこうねんげつ れいわ ねん がつ
発行年月：令和6年3月

はっこう だ て し
発行：伊達市

へんしゅう だ て し けんこうふくしぶ しゃかいふくしか しょう しゃふくしかかり
編集：伊達市 健康福祉部 社会福祉課 障がい者福祉係

ほっかいどう だ て しかしまちょう ばんち
〒052-0024 北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL : 0142-82-3193 FAX : 0142-25-4195